

第14号様式  
(その1)

# 収 支 報 告 書

令和 4 年分

( 年 月 日開催分)

( ふ り が な ) じだいせいさくけんきゆかい

1 政治団体の名称 次代政策研究会

---

2 主たる事務所の所在地 札幌市中央区大通西8丁目2-32  
ダイヤモンドビル

---

3 代表者の氏名 船橋 利実

---

4 会計責任者の氏名 林 信男

---

5 事務担当者の氏名 岩谷 いくみ

( 電 話 ) 011-272-0171

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

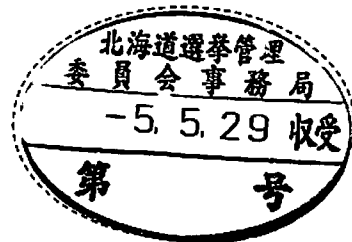
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>船橋 利実</u>
公職の種類 <u>参議院議員</u>

資金管理団体の指定の期間
年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年 月 日から
年 月 日まで



( 受 付 印 )

整理番号	
------	--

受付	審査	システム	照合	公表
済	済	済	済	済





(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項	目	金	額	備	考				
						千	百	十	円
1	経常経費								
	(1)人件費								0
	(2)光熱水費								0
	(3)備品・消耗品費								0
	(4)事務所費					2	2	6	05
小	計					2	2	6	05
2	政治活動費								
	(1)組織活動費								0
	(2)選挙関係費								0
	(3)機関紙誌の発行その他の事業費								0
	ア機関紙誌の発行事業費								0
	イ宣伝事業費								0
	ウ政治資金パーティー開催事業費								0
	エその他の事業費								0
	(4)調査研究費								0
	(5)寄附・交付金								0
	(6)その他の経費								0
小	計								0
合	計					2	2	6	05

※ 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その14)

(2)経常経費 (人件費を除く。)					項目別区分 ( 事務所費 手数料 )			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十	百	千	円				
収支報告会計監査手数料			22000	0	令和4年6月24日	西田 勝雄	北見市美芳町9丁目6番20号	
この頁の小計			22000	0				
その他の支出				605				
合計			22000	605				

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※ 該当する項目に「✓」を付すこと。

(その20)

# 宣 誓 書

添 付 書 類 ( 別 添 の と お り )

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 29 日

政 治 団 体 の 名 称 次代政策研究会

※ 代 表 者 の 氏 名

会 計 責 任 者 の 氏 名 林 信 男

⑩

林

※ 「代表者の氏名 ⑩」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。

# 政治資金監査報告書

令和5年4月14日

次代政策研究会  
代表  
船橋利実 殿

登録政治資金監査人 西田勝雄  
登録番号第430号  
研修終了年月日平成21年1月20日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、次代政策研究会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、次代政策研究会の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、次世代政策研究会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3 業務制限

次代政策研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上